

農業に関する米・EU共同ペーパーの概要

平成15年8月14日
農林水産省

1. 市場アクセス

- (1) 関税削減に適用されるフォーミュラは、各要素が市場アクセスの実質的な改善に資するようなブレンド方式とする。フォーミュラは、以下のとおりとする。
- []%の品目は平均[]%、最低[]%削減する。これらの輸入に関しセンシティブな品目の市場アクセスの拡大は関税削減や関税割当の組合せにより実施するものとする。
 - []%の品目は係数[]のスイスフォーミュラによる。
 - []%の品目は無税とする。
- (2) []%の上限を超える関税品目については、加盟国は、当該上限関税にまで削減するか、又は関税割当を含み得るリクエストオファーの方式によって効果的な追加的市場アクセスを確保する。
- (3) 農業に係る特別セーフガード（SSG）の活用については引き続き交渉の対象とする。
- (4) 農業に係る途上国向け特別セーフガード（SSM）については、途上国が利用するため、輸入に関しセンシティブな品目について創設する。
- (5) すべての先進国は、最恵国待遇及び特惠的アクセスの組合せにより、途上国からの輸入の最低[]%について、無税のアクセスを付与するよう努める。
- (6) 途上国における開発及び食料安全保障の必要性に配慮し、途上国は、より低関税削減率及びより長期の実施期間を含む特別かつ異なる待遇を享受する。

2. 国内支持

- (1) 全ての先進国は、貿易歪曲的国内支持についてウルグアイラウンドの際よりも大幅な削減を行い、より多くの貿易歪曲的国内支持を使用する国については、より大きな削減努力を行うものとする。
- (2) 最も貿易歪曲的な国内支持措置（（注）「黄」の政策を想定）については、[]%-[]%の範囲で削減する。
- (3) より貿易歪曲性の少ない国内支持措置について新しい枠組みを創設。
（（注）従来の「青」の政策に替わるものとして想定）
- 直接支払については、
 - 固定された面積及び収量に基づいて行われること
 - 又は
 - 基準となる生産水準の85%以下の生産について行われること
 - 又は

- 家畜に係る支払については、固定された頭数について行われること
の支持は、実施期間の終わりまでに、農業生産総額の5%を超えないように
する。

助成合計量（AMS）の下で許容される支持、の支持及びデミニミスの合計
は、2004年の時点におけるデミニミス、青の政策及びAMSの最終譲許レベルの
合計より大幅に少なくなるように削減される。

(3) デミニミスを[]%削減する。

3. 輸出規律

(1) 輸出補助金に関しては、

- 加盟国は、途上国にとっての特別の利益に係る以下の物品に対する輸出補助
金を[]年間で撤廃することを約束する[...]
- 残る品目について、加盟国は許容される輸出補助金の予算及び数量の削減を
約束する。

(2) 輸出信用に関しては、

- 加盟国は、輸出補助金の撤廃約束と同じ品目について、実効上同等となる方
法で償還期間を商業的慣行（[]か月）まで削減する規律を通じ、輸出信用の
貿易歪曲的な要素を同期間で撤廃することを約束する。
- 残る品目について、同等の効果において輸出補助金の削減と平行な輸出
信用の削減努力が行われる。

(3) 交渉の結果を予断することなく、全ての形態の輸出補助の段階的撤廃を目指した
削減は、輸出補助金及び輸出信用のスケジュールと効果が同等になるようなスケジ
ュールで行われる。

(4) 食料援助の実施を通じて商業的取引が排除される事態を防ぐための規律に合意す
る。

(5) 輸出国貿易企業に対しては、輸出独占権の廃止及び特別な金融上の特権の禁止
を含む規律並びに価格設定に係る規律を確立する。

4. S & D

途上国のための特別かつ異なる待遇（S & D）に関しては、大幅に食料輸出が超過
している食料純輸出国のためのルール及び規律が調整される必要がある。

5. 合意されていない関心事項

平和条項、非貿易的関心事項、実施期間、セクター別イニシアチブ、交渉の継続に
関する条項、地理的表示（GI）及びその他の詳細なルール

<別紙>

WTO農業交渉に関する米国EU合意に対する亀井農林水産大臣の見解

（問合せ先）

大臣官房国際部国際経済課 遠藤、内田
03-3502-8111（代表） 6651（遠藤）、6654（内田）
03-3502-0897（直通）